

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例
1 埼玉県教育委員会事務局職員の定数は、 <u>七百三十三人</u> とする。	1 埼玉県教育委員会事務局職員の定数は、 <u>七百三十一人</u> とする。
2 (略)	2 (略)